

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	真庭市

## 真庭市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 真庭市産業観光部農業振興課  
所在地 岡山県真庭市久世2927-2  
電話番号 (0867) 42-1031  
FAX番号 (0867) 42-3907  
メールアドレス nohshin@city.maniwa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ヌートリア、カワウ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ダイサギ、コサギ、アオサギ、ゴイサギ、マガモ、コガモ、キジバト、ドバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、タヌキ、アナグマ、ハクビシン、ノウサギ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	真庭市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻・野菜・果樹類・飼料作物・豆類・穀物	5,909千円、67ha
ニホンザル	水稻・野菜・果樹類・豆類	1,798千円、4.0ha
ニホンジカ	水稻・野菜・植林・飼料作物	2,695千円、1.0ha
ヌートリア	水稻・野菜・果樹類	99千円、1.0ha
カワウ	魚類	7,280千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>・イノシシ</p> <p>生息地域：真庭市全域</p> <p>被害作物：水稻・野菜・果樹類・飼料作物・豆類・穀物</p> <p>傾向：被害防止施設設置による防除、有害鳥獣駆除による捕獲を行っているものの、被害地域の拡大がみられ、被害は年中発生している。</p>
<p>・ニホンザル</p> <p>生息地域：北房、落合、久世、勝山、美甘及び湯原地域</p> <p>被害作物：水稻・野菜・果樹類・豆類</p> <p>傾向：市内各地に多くの群れがあり、山間部では林産物の被害が発生している。林縁から離れた農地での被害も発生している。また、</p>

交通量の多い国道沿いにも頻繁に現れるなど、人馴れした群れによる被害が出ている。

・ニホンジカ

生息地域：真庭市全域

被害作物：水稲・野菜・植林・飼料作物

傾向：被害防止施設設置による防除、有害鳥獣駆除による捕獲を行っているものの、生息数は増加傾向であり、被害地域(生息地域)の拡大がみられる。

・ヌートリア

生息地域：真庭市全域

被害作物：水稲・野菜・果樹類

傾向：有害鳥獣駆除による捕獲を行っており、一斉集中捕獲事業にも取り組んだものの、生息数の大きな減少はみられない。被害は川や水路近くの田畑を中心に年中発生している。

・カワウ

生息地域：真庭市全域

被害作物：魚類

傾向：被害は真庭市全域でみられる。主に放流魚の食害がある。

・その他鳥類

生息地域：真庭市全域

被害作物：野菜・直播後の種・魚類

傾向：被害は真庭市全域でみられる。

・その他獣類

生息地域：真庭市全域

被害作物：野菜・果樹・水稲類

傾向：被害は真庭市全域でみられる。一部獣類は住宅近くの農地にも現れ、被害を発生させている。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和7年度)
イノシシ	5,909千円、67ha	3,000千円、50ha
ニホンザル	1,798千円、4.0ha	1,300千円、3.0ha

ニホンジカ	2, 695千円、1. 0ha	2, 000千円、0. 8ha
ヌートリア	99千円、1. 0ha	90千円、0. 8ha
カワウ	7, 280千円	5, 000千円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駆除活動 有害鳥獣駆除班及び対象鳥獣捕獲員を設置し、被害地域において、わな及び銃器による集中的な駆除活動の実施。</li> <li>・ 捕獲柵設置 国庫補助事業を活用した、捕獲柵設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駆除活動 高齢化により、狩猟者の減少が考えられる。そのため新規狩猟者の獲得と狩猟技術の継承が課題。</li> <li>・ 捕獲柵設置 捕獲柵の要望は多いが、一度にこたえられる要望量には限りがあるため、今ある捕獲柵の効率的な活用が必要。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防護施設設置 県及び市の補助事業による防護施設(電気柵等)設置の補助。</li> <li>・ 追い払い活動 地域ぐるみによる追い払い活動の推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防護施設設置 被害地域内でも被害対策に差があるため、地域全体での防護施設設置の推進が課題。加えて、効果的な防護施設の設置方法等の指導も必要。</li> <li>・ 追い払い活動 個別の追い払い対応が多く、地域ぐるみの組織的な追い払い活動が課題。</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害防止に関する知識の普及 被害防止技術等を取りまとめたパンフレットによる啓蒙、勉強会開催による知識の普及。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害防止に関する知識の普及 被害対策に関心のある住民に対する知識普及に止まらず、被害のある地域全体への波及が求められる。</li> </ul>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

- ・ 防護施設設置の推進  
現在の補助事業の周知を進め、大きな被害の出していない地域においても計画的な防護施設の設置を推進する。
- ・ 駆除活動の推進  
有害鳥獣駆除班（鳥獣被害対策実施隊対象鳥獣捕獲員）による有害鳥獣駆除活動を推進する。また、新規狩猟者の獲得に努める。
- ・ 追い払い活動の推進  
猿接近警戒システムを導入している地域においては、システムを継続的に活用しながら、地域ぐるみの追い払い活動を進める。
- ・ 鳥獣被害防止知識の普及  
鳥獣被害防止にかかる講習会により地域住民への啓発普及活動を行い、地域ぐるみの被害防除体制づくりを目指す。
- ・ 生息環境の管理対策  
里山整備を推進し、緩衝帯をつくるなど森林を適切に整備し、人間と鳥獣の住み分けを行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。  
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

岡山県真庭地域猟友会会員により鳥獣被害対策実施隊(対象鳥獣捕獲員)を編成し、有害鳥獣駆除活動を実施する。(別紙の1参照)

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート

等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ ヌートリア カワウ その他鳥獣	国庫補助により捕獲柵の地区への無償貸与 駆除班活動推進を目的とした捕獲補助 狩猟者の確保を目的とした狩猟免許取得補助  (サル対策) 捕獲計画作成のためのモニタリング調査 (サル対策) サル対策専門員の設置
令和6年度	〃	〃 (サル対策) 誘引監視・捕獲檻建設一部着手
令和7年度	〃	〃 (サル対策) 捕獲実行

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>近年の有害鳥獣駆除によるイノシシの捕獲頭数は月平均200頭を超え年間2,500頭程度と増加しているものの、被害面積・額ともに横ばい状態で経過しており、被害面積・額を減少に転じるため捕獲の強化が必要であることから、近年の平均捕獲頭数の120%の数値を設定する。</p> <p>ニホンジカについても捕獲頭数が年々増加しているものの、県東部からの流入により、被害面積・額の減少がみられないため、今後更なる捕獲圧強化を図り、前年度捕獲実績(900頭)の140%(近年の平均捕獲数増加率)の数値を設定する。</p> <p>ニホンザルは年平均捕獲頭数70~80頭で推移しているが、群れ数・推定個体数ともに増加しており、被害地域の広域化がみられることから、平均捕獲頭数の200%の数値を設定し、早急に個体数調整を進める。また、市独自の効果的捕獲促進事業を実施し、令和7年度には捕獲実行により250頭の捕獲を見込む。</p> <p>ヌートリアは年平均捕獲頭数約100頭、カワウは年平均捕獲頭数約50羽と</p>

なっており、個体密度の把握は困難なため、平均捕獲頭数で設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	3,000	3,000	3,000
ニホンザル	150	150	250
ニホンジカ	1,200	1,200	1,200
ヌートリア	100	100	100
カワウ	50	50	50

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
真庭市対象鳥獣捕獲員並びに猟友会と鳥獣の出没・被害状況等について情報共有を行い、適切な捕獲を推進する。また、有害鳥獣駆除の実施時期及び場所については、被害農家等からの申請に応じて実施時期を定め、被害地域での駆除活動を実施。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
散弾銃では射程距離が限られ、十分に当たらなければ半矢をつくってしまうおそれがあるが、ライフル銃を用いることで、散弾銃では困難な距離においても、正確な狙いのもとで確実に仕留めることができる。 捕獲手段は巻き狩りなど。 捕獲の実施予定時期は捕獲許可期間内であれば特に決まりはない。 捕獲予定場所は捕獲許可で定めた対象区域内の安土がある場所。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
無し	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ヌートリア、カワウ、その他鳥獣については許可権限移譲済

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ	防護柵新規設置への補助(130件程度) 電気柵(25,000m)、ワイヤーメッシュ・トタン等(5,000m)	〃	〃
ニホンザル	防護柵新規設置への補助(20件程度) 複合柵(20,000m)	〃	〃

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル	・猿接近警戒システムの運用 猿接近警戒システムを導入している地域においては、システムを継続的に活用し地域ぐるみの追い払い活動を進める。	〃	〃
イノシシ ニホンジカ	・防護柵の点検の実施等 年数回の定期的な見回りの実施や、下草及び樹木の枝の管理等の実施を集落に対して指導する。		

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。



5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	地域住民が主体的に食品残渣等の除去の徹底、耕作放棄地の藪等刈り払いにより里山整備を推進し、緩衝帯をつくるなど森林を適切に整備し、人間と鳥獣の住み分けを行う。
令和6年度	〃	〃
令和7年度	〃	〃

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
真庭警察署	被害状況の確認と住民への注意喚起、緊急時における住民の安全確保
真庭市	情報収集及び住民への広報活動、情報提供
岡山県美作県民局（真庭地域事務所）	市に対する指導、助言
真庭地区猟友会（実施隊）	対象鳥獣の捕獲及び情報に関すること

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

市民からの通報が真庭警察署に入ると、真庭警察署より真庭市へ連絡が入る（直接真庭市へ通報があった場合は真庭警察署・美作県民局へ連絡する）。真庭市は通報者に状況を確認し、電話にて美作県民局（真庭地域事務所）に対応を相談する。美作県民局（真庭地域事務所）の助言を受け、猟友会へ連絡し、真庭警察署に現場への立ち入り制限をかけてもらうよう連絡する。

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則、土中埋設とする。ニホンジカについてはジビエカー搬入によりジビエ等への利活用も進める。ニホンザルについて、行動域把握を目的とした「発信機の取り付け」を推進し、発信機の取り付けを行わない場合は、殺処分後、土中埋設とする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	<p>ジビエ等食品としての活用は地域資源の有効な利用として期待が持てるため、真庭地区猟友会に協力していただき、市内の獣肉処理施設への搬入を基本とし、状況に応じてジビエカーを活用して美作市獣肉処理施設への搬入も行う。</p> <p>年間目標処理頭数：600 頭 令和4年度処理頭数：499 頭（令和5年1月末時点）</p>
ペットフード	<p>一次処理にて枝肉から切り分けられる内蔵については、ペットフード用として県内事業者へ出荷しており、今後角や骨等の利活用についても検討を行っていく。</p>
皮革	<p>ジビエ処理において一定体重以上の個体から切り分けた皮については、加工業者へ提供しており、今後革製品としての販売を検討していく。</p>
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	<p>食肉として処理を行う際、基準を満たさなかった規格外品等については、餌として動物園へ搬入を行っている。</p> <p>また、従来廃棄していた胃部分についても微生物機能によるメタン発酵促進が期待できることから、今後有効な活用方法について研究・検討を行っていく。</p>

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

ジビエカーの運用により、迅速に衛生管理を徹底した解体処理を実施している。令和4年度からはさらなる利用・認知拡大のため、有害駆除された個体について、搬入に対する補助金の上乗せを実施している。

年間目標処理頭数：600頭

令和4年度処理頭数：499頭（令和5年1月末時点）

従事人数：3名（市臨時職員）

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

ジビエカーの運營業務に従事する職員については、各種研修会等への参加を促し、資質向上を図るとともに、衛生管理を徹底した解体処理を実施している。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	真庭市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
真庭市	鳥獣の被害に関する情報提供並びに協議会の事務、関係機関との連絡調整を行う。
岡山県真庭地区猟友会	鳥獣に関する情報提供並びに有害鳥獣捕獲を行う。
晴れの国岡山農業協同組合まにわ統括本部	鳥獣の被害に関する情報提供並びに営農指導を行う。
晴れの国岡山農業協同組合びほく統括本部	鳥獣の被害に関する情報提供並びに営農指導を行う。
真庭森林組合	鳥獣の被害に関する情報提供を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岡山県美作県民局 農林水産事業部	鳥獣に関する情報提供・捕獲等に関する技術指導などオブザーバーとして意見を求める。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

(別紙の2参照)

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

真庭地区猟友会の協力も得ながら、鳥獣被害対策実施隊の知識・技術の向上を図り、効果的捕獲の実証等に取り組み、有効な情報の共有を図る。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

(別紙)

鳥獣被害対策実施隊（対象鳥獣捕獲員）捕獲体制について

1. 岡山県猟友会真庭支部体制について（新庄分会を除く）

- (1) 分会数 9分会
- (2) 会員数 320名
- (3) わな猟登録者数 292名
- (4) 網猟登録者数 0名
- (5) 第1種銃猟登録者数 111名
- (6) 第2種銃猟登録者数 9名

分会名	会員数	網猟	わな猟登録者数	第1種銃猟登録者数	第2種銃猟登録者数
川上分会	26	0	(5) 26	(5) 5	0
八束分会	20	0	(5) 18	(5) 7	0
中和分会	13	0	(6) 13	(6) 6	0
湯原分会	26	0	(14) 23	(13) 15	(1) 2
美甘分会	14	0	(4) 13	(4) 5	0
勝山分会	75	0	(14) 67	(12) 20	(2) 2
久世分会	33	0	(13) 26	(13) 19	1
落合分会	79	0	(18) 72	(16) 22	(2) 3
北房分会	34	0	(13) 34	(12) 12	(1) 1
合計 9分会	333	0	(100) 303	(94) 119	(8) 9

令和4年度猟友会名簿より作成

※ ( ) 内は他の登録との重複登録者数

## 2. 鳥獣被害対策実施隊（対象鳥獣捕獲員）捕獲体制について

### （1）対象鳥獣捕獲員の班編成について

岡山県真庭地区猟友会各分会（新庄分会を除く）より対象鳥獣捕獲員を任命し、班編成を行う。

### （2）対象鳥獣捕獲員数について

対象鳥獣捕獲員数については上限を設定せず、下記対象鳥獣捕獲員条件を満たす者を任命する。

### （3）対象鳥獣捕獲員条件について

- ① 岡山県真庭地区猟友会員であること。ただし、新庄分会を除く。
- ② 真庭市が編成する有害鳥獣駆除班員であること。
- ③ わな猟登録者については、直近の岡山県狩猟者登録を行っている者とする。
- ④ 第1種銃猟及び第2種銃猟登録者については、直近3カ年に岡山県狩猟者登録を連続して行っている者とする。

ただし、直近の岡山県狩猟者登録を第1種銃猟又は第2種銃猟と、わな猟の登録を同時に行っている者で、第1種銃猟又は第2種銃猟の岡山県狩猟者登録を連続して3カ年行っていない場合は、わな猟登録者として対象鳥獣捕獲員に編成することとする。

### （4）対象鳥獣捕獲員活動地域について

旧町村（分会）での活動を基本とするが、各分会の連携により効果的な駆除活動を行うため、必要に応じ駆除活動地域を拡大することとする。

### （5）対象鳥獣捕獲員（非常勤職員）の報酬について

- ・報酬…2,000円／年額